

伯耆町英語検定受検料助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定（以下「英語検定」という。）の受検について、受検機会の拡大及び児童・生徒の学力向上を図るため、検定受検料の助成を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、町内の小中学校に在籍し、英語検定（英語検定 Jr.を除く。以下同じ。）を受検した小学生・中学生（以下「受検者」という。）の保護者とする。

(助成額等)

第3条 助成金の額は、予算の範囲内において、検定受検料の全額とする。

2 助成金の交付回数は、受検者1人につき年度内に1回限りとする。

(助成金交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、伯耆町英語検定受検料助成金交付申請書（様式第1号）に受検したことを証明する書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出期限は、英語検定を受検した日の属する年度の3月31日までとする。

(助成金の交付)

第5条 教育長は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、伯耆町英語検定受検料助成金交付決定通知書（様式第2号）、又は伯耆町英語検定受検料不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の交付決定を受けた者は、伯耆町英語検定受検料助成金交付請求書（様式第4号）により、助成金を請求することができる。

(助成金の返還)

第6条 教育長は、申請者が虚偽の申請その他不正の手段により、助成金の交付を受けたことが明らかになったときは、助成金の交付決定を取消し、既に交付した助成金の全部を返還させることができる。

(その他)

第7条 この告示に定めるほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月13日教委告示第5号）

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和6年5月1日教委告示第4号）

この告示は、公示の日から施行する。